



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）

.....（環境局環境改善部化学物質対策課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除

.....（同）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（四件）

.....（同）

○都道の区域変更（四件）

.....（建設局道路管理部路政課）

公告

○特定非営利活動法人の認定

.....（生活文化局都民生活部管理法人課）

告示

●東京都告示第千四百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

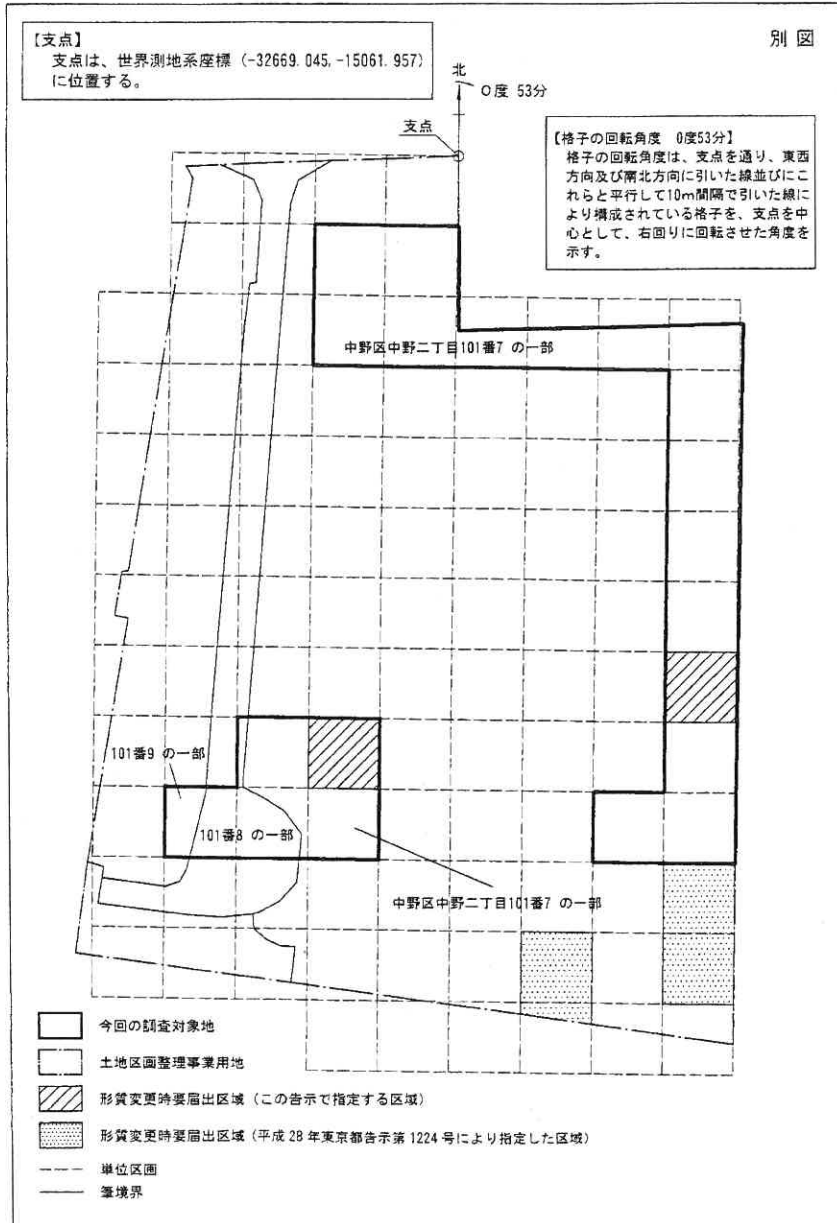
平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区四つ木四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物



●東京都告示第千四百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

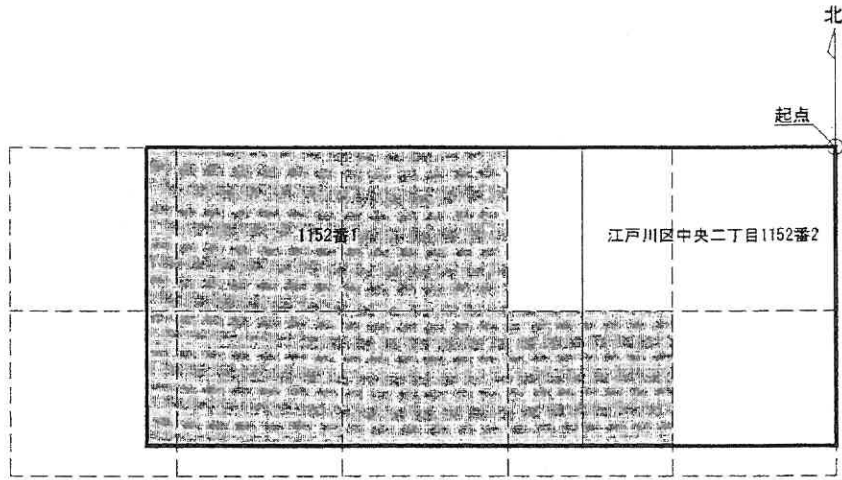
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例



調査対象地



形質変更時要届出区域

--- 単位区画線

— 筆境界線

〈起点〉

起点は、江戸川区中央二丁目1152番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（目黒区目黒本町五丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定